

(別紙様式1) (※参考記載例)

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 長崎県
農業委員会名： 東彼杵町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	役場掲示板
改善措置	町ホームページ等を活用して住民に広く周知していく。
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	作成から議事録署名人の署名まで30日
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	方言などは出来るだけ標準語にしていく
------	--------------------

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	町ホームページ
改善措置	

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 48件、うち許可 48件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、現地調査の実施、申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	48件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	総会で農業委員から指摘された留意事項を申請者へ伝える。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から25日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	事務処理の事前周知を行う。			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:17件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	複数の農業委員及び事務職員による書類審査及び現地調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から25日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	事務処理の事前周知を行う。			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	4 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	4 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 30件 公表時期 平成29年7月 情報の提供方法:ホームページで公表
	是正措置	事務処理が遅れ公表が遅くなったため、事務処理を遅れないよう努めた
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 105件 取りまとめ時期 平成29年7月 情報の活用方法:議事録等を農業委員会に備え付けている。
	是正措置	—
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1639ha 整備方法:電算システム データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新。
	是正措置	—

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

※参考例 農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数:76件、うち決定76件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認している。
	是正措置	—
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。
	是正措置	—
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。
	是正措置	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	
農地転用に関する事務	
農業生産法人からの報告への対応	
情報の提供等	
その他法令事務に関するもの	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1639ha	58.0ha	3.53%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5ha	26.1ha	522.00%

※1 目標欄には、別紙様式2のIの4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		7月～8月	27人	9月～10月
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施 遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録 2 調査区域を15地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査 3 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査 4 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査		
遊休農地への指導	実施時期:2月～3月			
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～9月	27人	10月～11月
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施 遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録 2 調査区域を15地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査 3 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査 4 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査		
	遊休農地への指導	実施時期:4月～3月		
	指導件数:25件	指導面積:1.4ha	指導対象者:25人	
	遊休農地である旨の通知	件数:203件	面積:60ha	対象者:203人
農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数:0件	面積:0ha	対象者:0人	
その他の取組状況				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	目標は達成しているが、遊休農地は増加しているため、遊休農地の新規発生及び解消に向けた活動を行う。
活動に対する評価の案	遊休農地の所有者等へ積極的な指導を行い、解消に向けた活動を行う。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標は達成できたが、今後遊休農地は増加傾向にあり、さらなる対策を進めたい
活動に対する評価	放牧事業による減少が主であったため、有害鳥獣による放棄地対策も必要

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	農家数	1,413戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	201戸	100経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	4法人			
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について、対象者別に説明会や個別訪問等を実施して理解を得つつ、担い手を確保する必要。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成28年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	5経営	法人	団体
実 績 ②	1経営	法人	団体
達成状況 (②/①×100)	20%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、産業振興課と連携し認定の推進活動を実施する。		
活動実績	制度普及のためのチラシを作成し配布。認定農業者候補者に対する説明会を開催。認定農業者の期間満了者の再認定を推進。		

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。		
活動に対する評価の案	普及の取組は計画どおり実施。		

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件		
活動の評価案に対する意見等	0件		

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	高齢化の対策の点検		
活動に対する評価	概ね活動はできた		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1639ha	471ha	28.70%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散さく圃等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成28年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
30ha	20ha	66.66%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ◎円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知。 ◎管内の農地所有者を対象としたアンケート等による農地貸借の意向確認。 ◎月 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ◎管内の農地所有者を対象としたアンケート等により、今後の農地貸借の意向を確認。 ◎意向調査の結果を基に担い手への利用集積が可能な農地を確定し、借り手希望者とのマッチングを実施

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	アンケート調査結果を踏まえた目標値の見直しが必要。
活動に対する評価の案	農地貸借の契約をしていない農業者に対し契約書を提出するよう促す。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標は達成出来なく、地域あった見直しが必要
活動に対する評価	農地の貸し手の掘り起こし

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1639ha	0.58ha	0%
課 題	担い手不足から遊休農地の増加に伴い、山間部の農地に杉・どんぐりなどを植林しているケースが多い。地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成28年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.58ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	違反転用者に対し違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施する。 町の広報誌で違反転用が犯罪であることを周知する。 農地パトロールを実施する。
活動実績	違反転用の早期発見のため、農地パトロールや周知活動を行った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用は発生防止が重要であり、妥当なものとする。
活動に対する評価の案	違反転用の啓発活動について、広報誌への掲載は実施したが、予算の関係からリーフレットの配布ができなかった。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	目標値としては妥当。
活動に対する評価結果	目標は達成出来なかったが、認識の高まりで増加を防ぐことができた。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。